

西成区社会福祉協議会 ノートパソコン購入及び設置にかかる  
事業者募集のお知らせ

西成区社会福祉協議会で実施予定のノートパソコンの購入及び設置にかかる事業者を次により募集しますのでお知らせします。

記

入札案件名 西成区社会福祉協議会 ノートパソコンの購入及び設置にかかる  
事業者募集

1 入札仕様 別紙仕様書のとおり

2 納期 令和8年3月23日(月)に納品および設定完了すること

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (3) その他入札参加に不適当と認められる者でないこと。

4 入札参加等の手続き

- (1) 令和8年2月6日(金)午後4時までに仕様書に基づく見積書1通を提出してください。なお、見積書については自社で使用している任意様式で可とする。但し、社名、代表者名、所在地を記載の上、自社の公印を必ず押印のこと。

(2) 申請書交付場所及び提出先

社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会  
大阪市西成区岸里1-5-20 西成区合同庁舎8階  
窓口へ持参もしくは mail またはFAXにてお申込みください。  
mail:com@nishinari-shakyo.jp FAX:06-6656-0668

(3) 入札日

日時 令和8年2月6日(金)午後5時

場所 社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会  
立ち合い不要

5 問合せ先

大阪市西成区社会福祉協議会(担当:藤原)

TEL:06-6656-0080

6 その他

- (1) 公募型指名競争入札の申請書類の作成及び提出に掛かる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 開札後落札までに、参加者（参加者申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者がした入札とみなし無効とする。
- (3) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 見積書は次の宛名で作成のうえ、本体金額、運搬、設置費用を含めた総額（税込み）とする。【宛名】社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会
- (6) 選定結果はFAXにて通知いたします。
- (7) 仕様書の条件を満たす同等構成内容の場合、金額が最も低い業者を選定する。

以上

